

令和6年能登半島地震により被災された被保険者に係る一部負担金等の免除措置について

本組合では、当該災害により被災した方が下表に該当する場合は、一部負担金等^{※1}の免除措置を実施しております。

(このたび、免除措置を令和6年12月31日まで延長することとしました。)

下表に記載する免除要件に該当する組合員の方は、「国民健康保険一部負担金等免除申請書(令和6年能登半島地震)」により申請していただき、「国民健康保険一部負担金等免除証明書」の交付を受け、マイナ保険証又は被保険者証と併せて医療機関等の窓口で提示してください。

なお、下表に該当する方が、罹災証明書等の発行遅延等の理由により、免除証明書の交付前に医療機関で受診するときは、これまでどおり免除要件に該当する旨医療機関等の窓口での申立てにより、一部負担金等を猶予・免除いたしますが、罹災証明書等の発行を受け次第すみやかに一部負担金等免除申請を行ってください。

また、免除証明書の交付を受けるまでの間などの場合であって、医療機関等で一部負担金等を支払われた場合は、「国民健康保険一部負担金等還付申請書(令和6年能登半島地震)」を提出いただくことにより、本組合から当該一部負担金等を還付^{※2}いたします。

[上記申請書は組合ホームページからダウンロードできます。]

一部負担金等の免除要件

令和6年能登半島地震により災害救助法が適用された日において、当該市町村(被災区域)に住所を有してした方であって、当該災害による被害を受けたことにより、次のいずれかに該当する場合

- ア 当該災害による被害を受けたことにより、住家の全半壊(全半焼)、床上浸水又はこれに準ずる被災^{※3}をした場合
- イ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者^{※4}が死亡又は重篤な傷病を負った場合^{※5}
- ウ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者の方が行方不明である場合
- エ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合
- オ 当該災害による被害を受けたことにより、主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合

※1 一部負担金のほか、保険外併用療養費、訪問看護療養費に係る自己負担額が免除対象です。(入院時食事(生活)療養費の標準負担額(自己負担額)、柔道整復療養費の自己負担相当額等は除きます。)

※2 受診記録の確認を行ったうえで還付いたしますので、手続きに時間を要する場合があります。

※3 「これに準ずる被災」とは、長期避難世帯の方等となりますが、詳しくは審査第一課にお問い合わせください。

※4 本組合ではほとんどの方の場合、「主たる生計維持者=組合員」となりますが、組合員以外の方が主たる生計維持者であって上記に該当する場合は免除対象となりますので、詳しくは審査第一課にお問い合わせください。

※5 「重篤な傷病を負った場合」とは、診断書等により1か月以上の治療を要するものと認められる場合です。

ご不明の点がある場合は、審査第一課(03-5210-4384)までお問合せください。